

第 13 回教育委員会

令和元年 7 月 2 日
午後 3 時 30 分
本庁舎第 11 共通会議室

案 件

報告第21号 大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

報告第21号

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、次のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和38年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「、教育環境支援担当部長」を「、教育事業推進担当部長、教育環境支援担当部長」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(参照)

(太字は改正)

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則（抄）

第2条 省 略

2-5 省 略

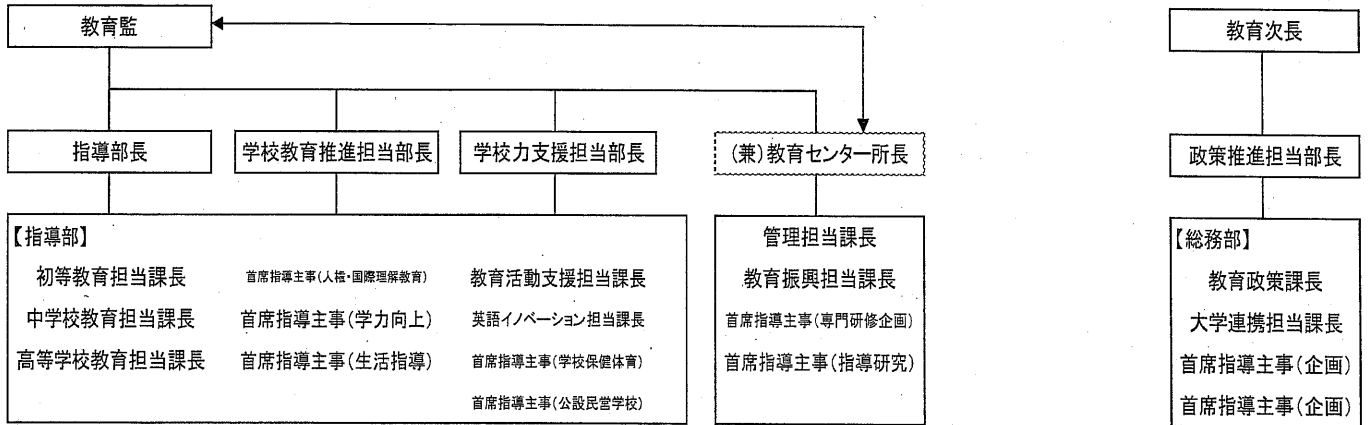
6 事務局にICT企画調整担当部長、政策推進担当部長、学校環境整備担当部長、学校教育推進担当部長、学校力支援担当部長、**教育事業推進担当部長**、教育環境支援担当部長、インクルーシブ教育推進室長及び教育ICT担当部長を置く。

7-17 省 略

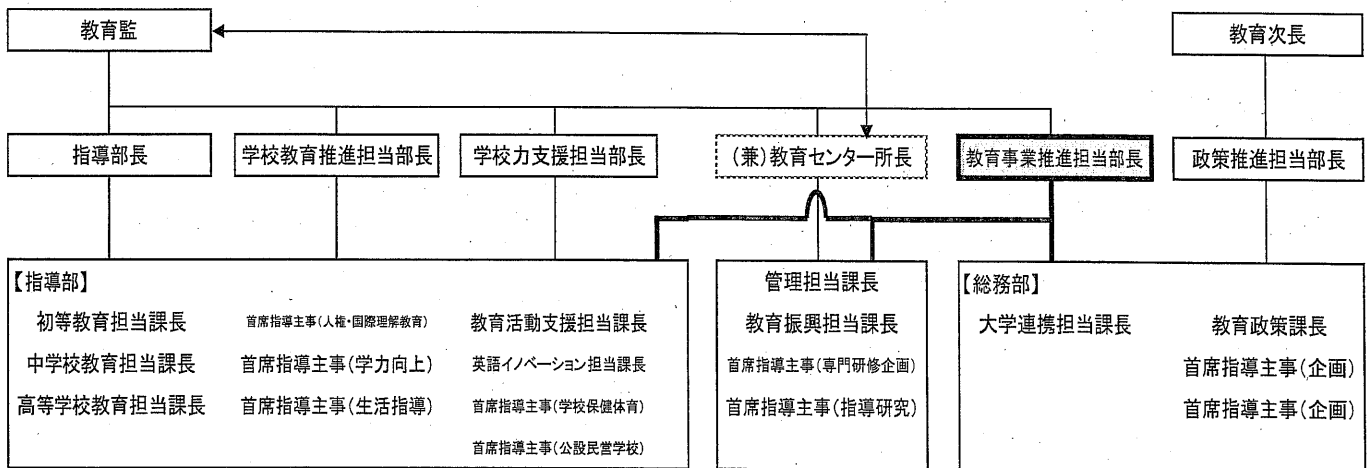
(参考)

○組織図

【現行】



【令和元年7月～】



大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

1 改正の理由

児童・生徒の学力向上関連施策の総合的・体系的な推進に向けて、教育センターの機能再編、施設整備に係る総合的企画及び連絡調整並びに同センターと指導部の機能をより緊密に連携させる体制を構築する必要があるため、部長級ポストを設置することとし、教育委員会事務局の内部組織について定める本規則の一部を改正する。

2 改正の内容

教育事業推進担当部長のポストの設置

3 施行期日

令和元年7月1日

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則 (抄)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。